

「ネットワークに係るコンテンツ規制・管理を巡る動向」

市川類@JETRO/IPA NY

1. はじめに

一般的に、放送、通信やインターネットなどのネットワークを通じて提供される情報（コンテンツ）に関しては、表現の自由等の観点から、原則としては、自由にやりとりされるべきものとされる。しかしながら、例外的に、それらのコンテンツの流通に一部規制・管理がなされる場合があり、実際に、例えば放送に関しては、多数の一般市民に一方的に提供されるものであること等から、不適切なコンテンツ等に対して、一部の規制が設けられてきた。

近年、放送と通信、インターネットの融合の進展が進みつつある中、従来からのこのような規制が、そのままの延長では対応できなくなりつつあると考えられる。すなわち、このようなコンテンツに係る規制は、これまでは基本的には配信者に対する規制であったのが、インターネットの普及、進展に伴い、配信者に対する規制だけでは対応が困難となり、ネットワーク全体での管理へと移行することが想定される。また、そもそも議論のある規制・管理対象範囲のあり方についても、インターネットによる情報の流通の進展に伴い、影響を受けることが想定される。

このような問題意識のもと、本稿においては、放送とインターネットの両方を担うケーブル会社（CATV事業者）の存在という米国の産業構造上の特徴を念頭においた上で、ネットワークに係る、性的内容、暴力的内容など不適切なコンテンツ規制及び著作権を含むコンテンツの管理を巡る米国におけるこれまで及び最近の動向について報告する。

2. ネットワークとコンテンツの流通規制の位置づけ

（1）放送、通信とインターネットを巡る米国の産業構造

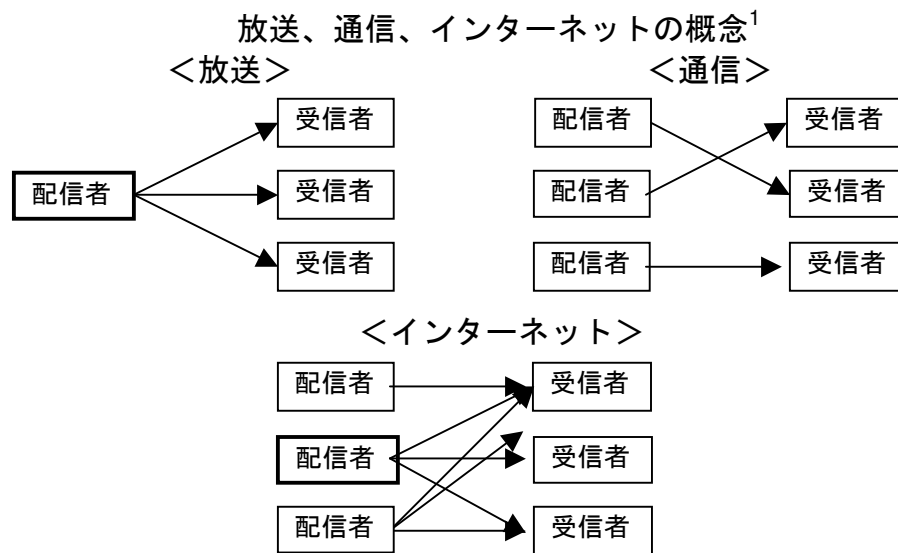
①放送、通信とインターネットとの関係

本レポートにおいては、放送・通信を中心とする従来型ネットワークと、インターネットに係るコンテンツの規制・管理を巡る動向について報告する。

一般的に、従来型の放送、通信は、その情報の流れ方に違いがあるとされる。すなわち、

- ・ 「放送」は、一般的に少数の配信者（放送局）によって、そのネットワーク（無線、有線ケーブル等）を通じて、多数の受信者（視聴者）に対して、情報を配信されるもの。基本的には「一対多」であり、多くの場合は、その配信者とそのネットワークを保有。
- ・ 「通信」は、一般的に、個々の配信者が、ネットワークを通じて、別の個々の受信者と（多くの場合）双方向で情報をやりとりするもの。基本的には、「一対一」であり、一般的に、ネットワークの保有者は、そのコンテンツには関与しない。

このような中、インターネットの登場により、今後、それらの境が益々曖昧になっていくことが想定される。すなわち、インターネットは、基本的には「多対多」の対応が可能となるネットワークであり、したがって、従来の放送事業者だけではなく、一般ユーザーも、情報・コンテンツを、多数に対して配信することが可能となるとともに、従来の放送事業者においても、今後、インターネットを通じた放送が可能になり、実際に一部行われてきている。



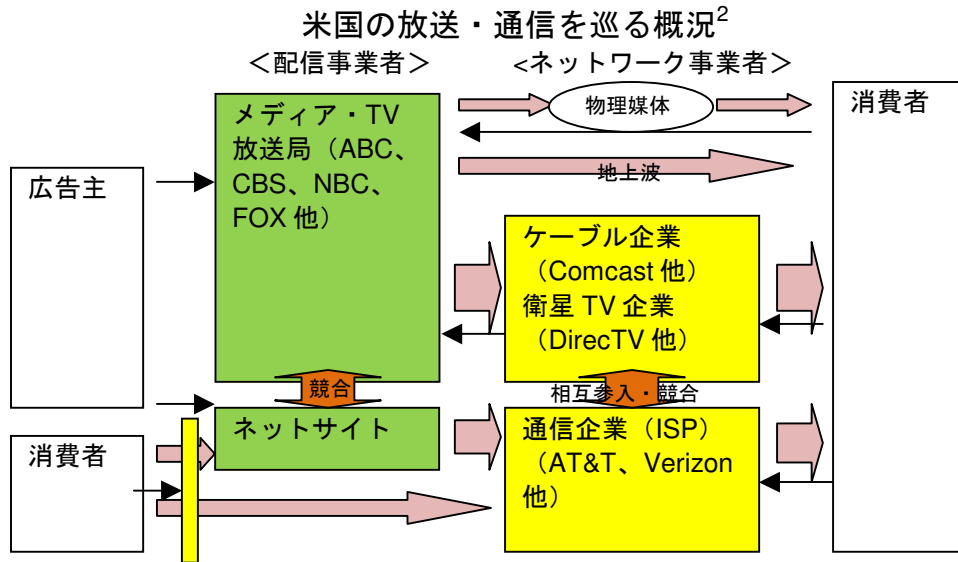
②米国におけるネットワークを巡る産業構造の特徴

＜米国のネットワークを巡る産業構造の概要＞

このようなネットワークを巡る産業構造に関し、米国においては、ケーブル企業（CATV企業）が大きな役割を果たしていることが特徴であると言える。すなわち、放送において、地上波のTV放送局からだけでなく、ケーブル企業や衛星放送企業を通じて放送が提供され、また、インターネットへの接続サービスに関しても、通信業界だけでなく、これらのケーブル企業がインターネットサービスプ

¹ 出典：筆者作成。

ロバイダー（ISP）としての大きな割合を占めている。このようにケーブル企業等が米国で発展してきた理由としては、面積が広大であるといった米国の地理的状況や、TV放送局に対する電波の割り当て等に係る過去の政策などがあげられる。



米国の主要ケーブル企業・衛星 TV 企業³

企業	契約者数 (売上)	主要システムの地域	本社	備考
Comcast Cable Communications	2455 万人 (30,895)	Houston (TX): 88, Denver (CO): 38, Seattle (WA): 33, Jacksonville (FL): 32, Nashville (TN): 32, Verona (NJ): 27, Sacramento (CA): 25, Salt Lake City (UT): 24, Elmhurst (IL): 23	Philadelphia, PA	
Time Warner Cable	1330 万人	San Antonio (TX): 32, New York (NY): 32, Honolulu (HI): 26, Austin (TX): 24	Stamford, CT	Time Warner の一部。2007 年公開。
Cox Communications	540 万人	Temp (AZ): 89, San Diego (CA): 42, Las Vegas (NV): 41, Warwick (RI): 30, Falls Church (VA): 24, Oklahoma City (OK): 23	Atlanta, GA	2004 年 Cox Enterprise が子会社化。
Charter Communications	516 万人 (6,002)		St. Louis, MO	
Cablevision Systems	313 万人 (6,538)	Hicksville (NY): 45, Bronx (NY): 28, Oakland (NJ): 23	Bethpage, NY	
DIRECTV Group	1730 万人 ⁴ (17,246)	<衛星 TV 企業>	El Segundo, CA	2008 年 Liberty Media が 41% の株式取得。

² 出典：筆者作成。太字の矢印は、情報の流れ。細字の矢印は、資金の流れ。なお、主要なメディア・TV 企業については、NY だより 2007 年 11 月号参照。

³ 出典：<http://www.ncta.com/Statistic/Statistic/TopCableProviders.aspx>、その他各社 HP より。売上の単位は、百万ドル。主要システムの数字は、契約者数(万人)。

⁴ 米国内。ラテンアメリカに 550 万人。<http://investor.directv.com/overview.cfm>

DISH Networks	1378 万人 (11,090)	<衛星 TV 企業>	Englewood, CO	旧 EchoStar。
---------------	---------------------	------------	------------------	-------------

したがって、米国におけるネットワーク関連産業の競争環境の視点としては、①メディア・TV放送局とケーブル企業との関係、また、②ケーブル企業と通信企業の競合など、が注目される。

<TV放送局とケーブル企業との関係>

上述の通り、米国のテレビ放送に係る産業構造上の特徴としては、いわゆるメディア系の放送業界自らが必ずしも直接消費者に対してコンテンツを届けるのではなく、その多くがケーブル企業や衛星TV企業を通じて、消費者に届けられている点があげられる。

実際に、ケーブルTVの業界団体であるNational Cable and Telecommunication Association (NCTA)によると、米国でのケーブルTVへの契約者数は、6510万人に上り、全米の世帯の普及率は58%に達するとしている⁵。また、これ以外に、衛星TVの契約者数が少なくとも3000万人はおり⁶、全体として、地上波のテレビのみに依存している世帯は14%程度であるとされている⁷。この点は、日本と全く異なる。なお、米国においては、ケーブル企業と衛星TV企業が消費者獲得に向けて厳しい競争を行っていることが特徴である。

ケーブルTVの特徴として、地上波と比較して、圧倒的に多くのチャンネルの番組を供給できることがあげられる。このような中、メディア系の企業は、CNN、MTVなどケーブル専用のチャンネルも供給している。

ケーブル企業は、このような多チャンネルを「売り」として視聴者を獲得し、視聴者からの契約収入を得る一方、いわゆるメディア系の企業（TV放送局）には、ライセンス費用を支払うことによって、コンテンツを購入することになる⁸。なお、契約者に対するサービスには、基本サービス（Basic Service：地上波放送で放送されるものと同じ番組や再放送するサービス、その他ケーブルTV向けの一般番組のサービス）に加え、特定の契約者のみが視聴できる番組からなるプレミアムサービス（Cable programming service：ペイ・パー・ビューやビデオ・オン・デマ

⁵ ベーシックサービスの加入者の割合。<http://www.ncta.com/Statistic/Statistic/IndustryStatistics.aspx>

⁶ DirecTVとDISH Networkの合計。

⁷ 2007年時点。http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-278454A1.pdf

⁸ なお、ライセンス費用は、基本的には交渉で決定される。最近では、Time Warner CableとMTVの交渉が決裂しそうになり、2009年1月1日から番組の供給がストップするのではないかとされていたが、ぎりぎりで決着したと報道されている。

http://www.businessweek.com/bwdaily/dnflash/content/dec2008/db20081231_824006.htm?campaign_id=rss_tech

http://online.wsj.com/article/SB123078888079546751.html?mod=rss_whats_news_technology

ンドなど)の2種類の放送サービスを持っており、各視聴者のニーズに応じたプログラムを提供している。

なお、これらのケーブル企業の一部においては、企業内において、コンテンツ作成、配信ビジネスとケーブルビジネスを同時に提供する例もある。たとえば、業界第3位のCox Communicationsは、2004年12月に、新聞、ラジオ、TV等の事業を有する親会社のCox Enterpriseに完全吸収されている⁹。一方、大手メディア企業であるTime Warnerは、これまでに、その傘下に業界第2位のケーブル企業であるTime Warner Cable (TWC)を有していたが、2008年4月、同社がTWCを完全に分離する計画が報道されている¹⁰。

<ケーブル企業と通信企業の競争>

ケーブル企業は、衛星TV企業との競争の中で、差別化を図るべく、TV(ビデオ)に加えて、ブロードバンドインターネットの接続サービス、及び、インターネットを通じた電話サービスの提供(いわゆるトリプルプレー)を進めており、この結果、通信企業と競合していることも米国の産業構造上の特徴である。具体的には、ケーブル企業は、上記ケーブルTV契約者数6510万人のうち、デジタルTVの契約者数が3710万人であるが、ブロードバンド契約を行っている契約者数は3560万人、また、インターネット電話の契約者数が1510万人である¹¹。

一方、これらと競合するAT&TやVerizonなどの通信企業においても、ケーブルTV企業にも対抗するべく、従来の電話、ブロードバンド接続サービスに加えて、衛星放送との連携や、自ら光ケーブルを通じたTV(ビデオ)の供給への参入を進めている¹²。これは、当然メディア系と連携することになる。なお、AT&Tのブロードバンド接続者数は1480万人¹³、Verizonのブロードバンド接続者数は820万人¹⁴である。

(2) ネットワークに対する規制とインターネット化の影響

①放送・通信に係る規制体系

放送及び通信は、一般的に、社会にとっての重要なインフラであり、公益事業として、従来より、連邦政府あるいは州政府による各種の規制を受けている。

⁹ <http://phx.corporate-ir.net/phoenix.zhtml?c=76341&p=irol-homeProfile>

¹⁰ <http://www.reuters.com/article/industryNews/idUSN3041381420080501>
<http://www.cbsnews.com/stories/2008/05/21/business/main4114950.shtml>

¹¹ <http://www.ncta.com/Statistic/Statistic/BroadbandDeployment.aspx>

¹² 例えば、VerizonのFiOSなど。

¹³ <http://www.att.com/gen/investor-relations?pid=5711> 2008年3Q時点。

¹⁴ 同社10Kより。http://investor.verizon.com/sec/sec_frame.aspx?FilingID=5765095 2007年末時点。
 なお、FiOSインターネットサービスが154万人、FiOS TVサービスが9.4万人。同社Annual Reportより。
<http://investor.verizon.com/financial/annual/2007/fea02-d.html>

連邦政府において、放送、通信に関する規制を執行している機関は、連邦通信委員会（Federal Communications Commission : FCC¹⁵）である。FCCは、1934年通信法（Communications Act of 1934）によって設立された、独立した政府機関であり、ラジオ、テレビ、電信、衛星、ケーブルを介した国内・国際的コミュニケーションの規制を業務としている¹⁶。FCCは、大統領によって任命され、議会で承認された5人の委員¹⁷（委員長を含む）によって意思決定、運営されており、事務組織としては、7つのOperating Bureauと10のStaff Officeで構成されている。このうち、放送に関しては、Media Bureau¹⁸がその規制を担当している。

なお、FCCは、原則、インターネット、及びインターネットプロバイダー（ISP）に対しては、規制を行っていない¹⁹。インターネットを利用したサービスの公正性を規制する機関としてはFederal Trade Commission（FTC）があるが、FTCはあくまでも不公平な競争の防止することを目的としている。

また、ケーブルTVなどに関しては、州政府や地方自治体レベルでも、許認可を含めて様々な規制が制定されており、FCCによると、全米の少なくとも39州が、CATVに係る条例を、最低1つは制定しているとしている²⁰。

通信、放送に係る規制の種類としては、例えば、以下のような規制があり、これらの規制は、当該産業に大きな影響を与えるとともに、それらの内容は時代によって変化してきている。

- ・ 電波に係る利用規制（公共財である電波の利用規制、資源配分）
- ・ 独占禁止関連の規制（地域・自然独占になりやすいネットワークの独占規制、価格規制等。また、メディア集中の排除 など）
- ・ ユニバーサルサービス関連の規制（社会に不可欠のインフラとしてのサービスの供給）
- ・ 情報（コンテンツ等）の流通規制 など

②コンテンツ規制の位置づけとインターネット化の影響

本稿においては、上記のネットワークにおける情報（コンテンツ等）の流通規制のうち、そのコンテンツの内容によって規制・管理する動きとして、主に、性的内容、暴力的な内容といった不適切な内容の情報に係る規制と、著作権の権利確保の観点からの取り組みに係る動向を取り上げる。

¹⁵ <http://www.fcc.gov/aboutus.html>

¹⁶ <http://www.fcc.gov/aboutus.html>

¹⁷ 5人中4人以上を同じ政党から選出することは出来ない。また、委員の任期は通常5年間である。

¹⁸ <http://www.fcc.gov/mb/>

¹⁹ <http://www.fcc.gov/cgb/internet.html>

²⁰ <http://www.fcc.gov/mb/facts/csgen.html>

なお、これらの法律の多くは、サービス提供社のフランチャイズ、サービスの窃盗、価格規制に関するものであるため、本報告書では取り扱わない。

ネットワークに係る情報の流通規制としては、ネットワークの中立性問題など、流通される情報の量に関連する規制と、流通するコンテンツの内容に関連する規制があると考えられる。

このうち、後者のコンテンツ規制に関しては、一般的には、表現の自由の確保等の観点から、原則は自由とされ、規制は限定的かつ最小限であるべきとされるが、その中でも、性的な内容など不適切な内容や著作権侵害に係るもの等については規制がありうる。たとえば、2008年8月1日、FCCが、ネットワークの中立性に関し、Comcastに対して、P2Pに対し差別的なネットワークマネジメントを行ったとして業務改善命令を発した際に、FCCは、消費者が合法的なコンテンツへのアクセスの確保に関心を有する一方、児童ポルノや海賊盤の音楽・ビデオなど非合法的なコンテンツのブロッキングはありうるとの見解を示している²¹。

これらのコンテンツに関する規制は、これまでは、主として、放送を対象について、配信者に対する規制ということで行われてきた。すなわち、もともと不適切なコンテンツ等の配信については、一義的には配信者が責任を有すべきものであるということに加え、特に、放送は、その受信対象が一般国民多数に対して一方的に提供されるものであること、また、上述の通り配信する者が少数者であることから規制が容易であること、がその理由として考えられる。一方、通信に関しては、原則として²²、自由が保障されていたと考えられる。

しかしながら、インターネットの進展に伴い、これらの規制は、今後変化することが予想される。すなわち、インターネットの進展に伴い、今までのTV放送とは根本的に異なる放送・視聴形態が普及しつつあり、具体的には、YouTubeの登場をきっかけに大ブレイクした動画共有サイトにおいて、一般の消費者が簡単に動画ファイルをアップロードすることが出来るようになったことに代表されるように、配信者は、少数ではなく多数になってきている。

このような中、ネットワークに係るコンテンツに対する規制は、従来の放送局に対する、一律の規制のみでは、実行上困難になりつつあり、むしろ、受信側での選択可能性の強化や、真に非合法に係るコンテンツに絞った、ネットワークでの流通規制など、ネットワーク全体での規制へと重心が移行していくことが想定される。

このような問題意識の下、以下の章においては、性的な内容、暴力的な内容などの不適切なコンテンツ配信に係る規制、及び、著作権侵害防止のための配信管理に係る、米国におけるこれまで及び最近の動向について報告する。

²¹ http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-284286A1.pdf

²² 一部、安全保障等の観点からの、国による盗聴などの問題はある。

3. 放送に係る不適切なコンテンツに係る規制とインターネット化の影響

(1) 放送に係る不適切なコンテンツ規制の動向

放送番組の内容に係る規制については、従来から、保護者団体を含む世論の意向を踏まえ、FCCによる放送局に対する罰則を含む規制に加えて、受信者（保護者）の判断に基づいて受信内容を選択可能とするような規制が導入されている。しかしながら、更なる規制強化を求める声がある一方で、憲法修正第一条に規定する表現の自由との関係で規制権限を無効とする事例も多くあるのが実態である。

①放送の番組内容を巡る規制の動向

<TV放送局²³の放送番組に対する規制>

米国では、通信法の「人種・肌の色・州境・国籍や性別に関係なく、米国の全
ての人が、有線および無線通信（radio＝ラジオ放送及びTV放送）²⁴を利用できる
ようにする」という目的に基づき、FCCが放送に係る規制を策定・施行している²⁵。

放送局に係る放送番組の内容については、電波利用に係る許認可権限をもとに、FCCによる罰則を含む規制が存在する。

もちろん、放送番組の内容・コンテンツに関しては、修正第一条及び通信法²⁶により、FCCが番組内容の検閲を行うことは禁止されているため、FCCは基本的には特定の番組を規制することはできない²⁷。しかしながら、FCCには、規則に基づき、事実と反する報道を故意に行っている番組、わいせつな番組、下品な番組などを流す放送局に対して調査を行い、違反者に対して罰金を課したり、放送免許を取り消したりする権限が与えられている²⁸。なお、過去の規則や判例等をもとに、FCCが公表している資料によると、具体的に規制対象となる主な番組内容は、以下の通りである。

²³ FCCでは、電波を介して放送を行うTV放送局と、電波を介さず、消費者自らが契約を結ぶことで視聴が可能となるその他のTV放送（ケーブルTV局など）は全く性質の異なるものであると定義している。そのため、これらの事業者に係る規制も異なる。本レポートでは、電波放送によってTV放送を行う事業者を「TV放送局」、ケーブルシステムを介してTV放送を行う事業者を「ケーブル事業者」と呼ぶ。

²⁴ 同法中のradioは無線通信と訳した。なお、FCCによると、この場合のradioはいわゆるラジオ放送とTV放送の両方を含む。http://www.fcc.gov/mb/audio/decdoc/public_and_broadcasting.pdf

²⁵ http://www.fcc.gov/mb/audio/decdoc/public_and_broadcasting.pdf

²⁶ Section 326

²⁷ http://www.fcc.gov/mb/audio/decdoc/public_and_broadcasting.html#_Toc202587549
http://www.fcc.gov/mb/audio/includes/45-public_and_broadcasting.htm

²⁸ http://www.fcc.gov/mb/audio/decdoc/public_and_broadcasting.html#_Toc202587549

特に、連邦法 Title 47, Chapter 5, Subchapter III, Part I の Section 303 (m)参照

http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode47/usc_sec_47_00000303---000-.html

放送局による番組の中で、放送が制限されている主な内容²⁹

番組カテゴリー	規制対象となる番組内容
報道番組	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や災害に関連する情報について、社会に害を引き起こすような情報を故意に流すこと 恣意的にニュースを歪曲すること
議論のある番組	<ul style="list-style-type: none"> 選挙出馬者を公平に放送しなければならないとする、“Equal opportunities”を規定³⁰ 不法行為を即座に誘発することを目的として制作された（もしくはそのような行為を誘発する可能性が高いと見られる）番組 わいせつな（Obscene）、下品な（Indecent）、もしくは低俗な（Profane）番組
広告	<ul style="list-style-type: none"> ロタリーに関する宣伝（例外を除く³¹） タバコ、葉巻、噛みタバコの宣伝

この中でも、FCCは、特に、わいせつな（Obscene）、下品な（Indecent）、低俗な（Profane）番組に対しては、規制を制定するとともに、積極的にその摘発を行っている³²。具体的には、わいせつな番組はいかなる場合にも放送してはならず、下品な（Indecent）番組、および低俗な（Profane）番組に関しては、子供が視聴する可能性のある時間帯（朝6時～夜10時）の放送が禁じている。

しかしながら、実態において、これらの規制については、表現の自由との関係で、簡単に罰則が課せられる状況には必ずしもない。

FCCは、2004年、放送中にわいせつ語などの不適切な用語等を利用した場合には、最大2万7,500ドルの罰金を課すことを決定しているが³³、その直後の2004年2月1日、CBSが放送したNFLスーパーボールのハーフタイムショーにおいて、歌手のジャネットジャクソンが胸部をはだけた事件³⁴が起きた。これに関し、多数の苦情を受けたFCCは、同2月10日に開催された両院の公聴会において、ゴールデンタイムに放送された番組史上最も下品な事例と評し、その後、同年9月、CBSに対して最大55万ドルの罰金を決定した³⁵。しかしながら、これに対してCBSは提訴し、2008年7月、控訴裁判所は、FCCの決定は恣意的で不安定であるとして、同決定を無効としている³⁶。なお、この判決に対し、FCCは、2008年11月、司法省（DOJ）とともに控訴を行っている³⁷。

²⁹ 出典：FCC: The Public and Broadcasting: How to Get the Most Service from Your Local Station (Revised July 2008), FCC

http://www.fcc.gov/mb/audio/decdoc/public_and_broadcasting.pdf

³⁰ ただし、ニュース番組やインタビューなどは規制の対象外

³¹ 例外は以下の4つ。①州政府が主催している場合、②インディアン部族が合法的に行っている場合、③州政府によって認められている、もしくは禁止されていない場合、④商業機関によって、プロモーション活動の一環として行われており、実施される州の州法に違反していない場合。

³² <http://www.fcc.gov/eb/oip/>

³³ <http://abcdane.net/archives/000787.html>

³⁴ <http://abcdane.net/archives/000853.html>

³⁵ http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-252384A1.pdf

³⁶ <http://techliberation.com/2008/07/21/3rd-circuit-ruling-against-fcc-in-janet-jackson-case/>

³⁷ <http://www.broadcastingcable.com/CA6616659.html>

なお、これ以外の案件においても、FCC が敗訴している事例が多く存在する³⁸。

<ケーブル放送番組に関する規制³⁹>

ケーブルTVを放送するケーブル事業者⁴⁰に対しては、1984年ケーブル法（Cable Act of 1984⁴¹）に基づき、競争促進、消費者保護等の観点からの必要な規制が設けられており、この中において、ケーブルTV放送のコンテンツに関する規制も一部盛り込まれている。ただし、ケーブルTVは、電波を介さず消費者自らが契約を結ぶこと、すなわち自ら選択することによって、初めて視聴が可能となるものであり、したがって、公共財である電波を介して放送を行い、また、そのために許認可を要する地上波のTV放送とは性質の異なるものとして位置付けられており⁴²、そのため、若干緩めの規制になっている。

具体例としては、同法のセクション559において、わいせつな内容の番組（Obscene Programming）その他憲法上保障されていない番組を、ケーブルシステムを介して放送した者に対して罰則が与えられることになっているが⁴³、下品な（Indecent）、もしくは低俗な（Profane）番組については、TV放送局とは異なり、必ずしも禁止されていない。ただし、同法セクション561では、ケーブル事業者など多チャンネル放送の提供者に対し、性的にきわどい（Sexually explicit）番組その他下品な（Indecent）番組を放送する場合は、そのような番組の視聴契約を結んでいない（視聴を希望していない）視聴者に対しては、該当番組をスクランブル化して放送する、もしくは完全にブロックするよう定めている⁴⁴。

なお、その他にも、ケーブル事業者が編集権限を持つ番組の放送コンテンツに関しては、他の法律その他に基づき、規制が存在し、具体的には、「選挙候補者を同じ割合で放送すること」、「議論の的となっている問題に関しては、さまざまな意見を平等に放送すること」等が求められている⁴⁵。

³⁸ 例えば、以下を参照。

<http://eiga.com/buzz/20080121/24>

<http://slashdot.jp/m/08/11/10/0248217.shtml>

³⁹ なお、衛星放送については、別途、電波の許認可権限に基づき、FCC が規則を設けることになっているが、本稿では省略する。

<http://www4.law.cornell.edu/uscode/47/335.html>

⁴⁰ なお、ケーブルシステムの管理者は、サービスの利用者が誰(何人)であろうと、サービスを提供する前に必ず事業登録することが義務付けられている。<http://www.fcc.gov/mb/facts/csgen.html>

なお FCC は、価格規定における便宜上の目的で、契約者数 40 万人以下の事業者を Small Cable Operator と定義している (<http://www.hrrc.org/File/FCC-03-225A1.pdf>)。

⁴¹ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode47/usc_sup_01_47_10_5_20_V-A.html

⁴² FCC, “Program Content Regulation.” <http://www.fcc.gov/mb/facts/program.html>

⁴³ 違反した場合、罰金、及び／もしくは懲役 2 年以下の実刑が課されることとなっている。

http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode47/usc_sec_47_00000559----000-.html

⁴⁴ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode47/usc_sec_47_00000561----000-.html

⁴⁵ FCC, 「Program Content Regulation」 <http://www.fcc.gov/mb/facts/program.html>

＜TV事業、CATV事業における番組コンテンツに関するレーティング規制＞

上記の各種規制に加えて、TV放送局やケーブルTV事業者に対し、自主的なレーティングの作成を義務付け、そのレーティングを踏まえた視聴者によるブロックを可能とするための技術の導入をTVメーカー等に義務付けた法律が制定、施行されている。

具体的には、1996年電気通信法（Telecommunications Act of 1996⁴⁶）のうち「通信品位法（Communications Decency Act of 1996：CDA）」のセクション551「Parental Choice in Television Programming」において、地上波放送局及びケーブル事業者に対して、同法の施行から1年以内に、暴力的、性的、その他の下品な内容を含む番組について、自主的なレーティングを策定することを求めた。これに基づき、全米放送事業者連盟（National Association of Broadcasters：NAB）、NCTA⁴⁷、米国映画協会（Motion Picture Association of America：MPAA）の3業界団体は共同で自主的な番組レーティングに関するガイドライン（TV Parental Guidelines⁴⁸）を作成し、同ガイドラインは1998年3月12日、FCCによって正式に承認されている⁴⁹。

また、同法においては、1999年7月以降に製造されたTV台の一部、及び2000年以降に製造された13インチ以上のTV本体（およびTVチューナーを内蔵するコンピューター）に対し、V-Chip技術を導入することが義務付けられている⁵⁰。同ガイドラインに従って番組に付けられたレーティングは、各番組の開始後15秒間、TV画面上に表示されるが、このV-Chip技術を利用することにより、これらのレーティングをベースに、TV画面への特定番組の表示を回避できることが可能となっており⁵¹、各家庭では、V-Chip技術が組み込まれたTVから視聴したくない番組をブロックすることが出来るようになっている⁵²。

TVプログラムに対するレーティング・ガイドライン⁵³

マーク	名称（英語）	概要
-----	--------	----

⁴⁶ <http://www.fcc.gov/Reports/tcom1996.pdf>、CDA部分は94ページ下から。

⁴⁷ 当時は改名前の全米ケーブルテレビ事業者連盟。

⁴⁸ レーティングの監督やクレームのレビューを行う機関として、放送業界、ケーブルTV業界、番組制作コミュニティからの代表者7人で構成されるTV Parental Guidelines Monitoring Boardであるが、実際にレーティングを行うのは放送局やCATVネットワーク、番組制作者である。

<http://www.tvguidelines.org/faqs.htm>

⁴⁹ <http://www.fcc.gov/mb/facts/csgen.html>








⁵⁰ <http://www.fcc.gov/vchip/legislation.html>

⁵¹ 2000年1月1日以降、同ルールが適用されている。

⁵² なお、ニュース番組とスポーツ番組はレーティング実施対象外。<http://www.tvguidelines.org/>

⁵³ 出典：The TV Parental Guidelines

<http://www.tvguidelines.org/resources/TheRatings.pdf>

	All Children	全ての年齢の子供が見るのにふさわしい番組。2～6歳の子供を含む、特に年齢の低い子供向けに制作された番組
	Directed to Older Children	7歳以上の子供を対象として制作された番組。空想暴力などを含むため、架空と現実の区別がつく子供にふさわしいとされる
	Directed to Older Children – Fantasy Violence	“Directed to Older Children”より多くの空想暴力を含む番組
	General Audience	親の多くが、全ての年の子供に見せるのに適切だと考える番組。暴力的シーンは全く、もしくはほとんど含まれず、乱暴な言葉や性的な会話・シーンなどは全く含まれない。
	Parental Guidance Suggested	幼い子供には適切でない可能性がある番組。以下の要件のうち1つ以上を含むものが該当する。①若干のわいせつ事項を暗示する会話、②若干の乱暴な言葉、③若干の性的なシーン、④若干の暴力シーン
	Parents Strongly Cautioned	14歳以下の子供には適切でない可能性があり、親の監督なしに見ることが奨励されない番組。以下の要件のうち1つ以上を満たすものが該当する。①相当量のわいせつ事項を暗示する会話、②非常に乱暴な言葉、③相当量の性的なシーン、④相当量の暴力シーン
	Mature Audience Only	大人向けに制作された番組で、17歳以下の子供には不適切である可能性が高い番組。以下の要件のうち1つ以上を満たすものが該当する。①乱暴な会話、②明確な性的行為、③露骨な暴力行為

しかしながら、これらの V-Chip 技術の導入については、必ずしも十分に利用されている訳ではなく、また、保護者団体は、そもそものレーティングシステムに関し不満をもっている。

実際に、V-Chip あるいはケーブルボックスのペアレントコントロールについては、FCC の 2007 年の調査報告書⁵⁴によると、ある 1 週間において利用しなかった回答者の割合は 88%に上るなど、産業界等による普及啓発が不足していると指摘されている。一方で、放送業界が 2006 年に V-Chip のキャンペーンを進めた際に、保護者団体である Parent Television Council (PTC)は、米国の家庭に不適切な番組を垂れ流しているのは放送業界であり、また、上記レーティングシステムは不正確であるとして、ケーブル企業等に対して、FCC の倫理基準の遵守、見たいチャンネルを選べるようにするか、家庭向けに限定した番組構成の提供を求める「Family Choice Act of 2006」の法案を支持するとしている⁵⁵。

また、FCC が、2007 年 4 月末に、暴力的な内容の番組が子供に与える影響についてまとめ、議会に提出した報告書「Violent Television Programming and Its Impact on Children⁵⁶」においては、上記自主的なレーティング・ガイドラインや V-chip は、子供たちを暴力的な内容の番組から保護するためには不十分である点を指摘し、解決策として、暴力的な番組を規制するような法案の策定や、CATV

⁵⁴ http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-07-50A1.pdf

⁵⁵ <http://japan.cnet.com/news/sec/story/0,2000056024,20185347,00.htm>

⁵⁶ これは、2004 年 3 月、39 名の下院議員が FCC に対し、暴力的な TV 番組に関する調査を行うよう依頼する手紙を送り、それを受けて FCC が調査を行ったもの。

http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-07-50A1.pdf

契約者がそれぞれ自分の好きな番組のみを契約できるようにするアラカルト契約制度⁵⁷の導入などを提言している⁵⁸。

その後、Family and Consumer Choice Act of 2007⁵⁹など、暴力的な番組や不適切な番組に対し、FCCに規制権限を与えることを盛り込んだ各種法案が提出されているが⁶⁰、現時点では、それらの法案は成立するには至っていない。

(2) インターネットにおけるコンテンツ規制を巡る動向

一方、インターネットを通じて、多くの不適切な情報が多数のユーザーによって配信される中、議会によってこれらに係るコンテンツ規制の強化がなされてきている。しかしながら、これらについても、明らかに非合法とされる児童ポルノを除き、憲法修正第一条との関係で疑義が生じてきている。

このような中、サイトやネットワーク事業者による自主的な取り組みが進みつつある。

① インターネットにおけるコンテンツに係る法的規制を巡る動向

<配信者に対する法的規制を巡る動向>

インターネットにおけるコンテンツに対する規制のベースは、1995年2月に、J. James Exon 上院議員（民主党・ネブラスカ州選出）が、インターネットで簡単にポルノを入手できることに危機感を感じ、このような情報を規制することを目的として議会に提出した通信品位案（Communications Decency Amendment）である⁶²。同案は、上述のレーティング規制と合わせて、1996年2月、1996年電気通信法の一部である通信品位法（Communication Decency Act of 1996 : CDA⁶³）として成立した。同法では、「現代社会の標準において明らかに不快（patently offensive）とされるものや性行為、排泄行為、及び臓器など」や「下品な（indecent）な」コンテンツのインターネット上での表示や送信を、相手が18歳未満と知りながら行うことを違法行為と定めた⁶⁴。

⁵⁷ たとえば、現行のCATV契約では、パッケージの価格と視聴できるチャンネルが固定されているが、これを、30ドル払って10チャンネルまで好きなチャンネルを選ぶと言うように、契約者が必要なチャンネルだけを自分で選択できるようにするなど。

⁵⁸ http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-07-50A1.pdf

⁵⁹ http://en.wikipedia.org/wiki/Family_and_Consumer_Choice_Act_of_2007

⁶⁰ The Hollywood Reporter, "Senate turns back Brownback," July 13, 2007. Obtained via Nexis.

⁶¹ The Hollywood Reporter, "It's super V-chip to the rescue," August 3, 2007. Obtained via Nexis.

The Hollywood Reporter, "Indecency proposal faces vote," July 17, 2007. Obtained via Nexis. など。

⁶² http://www.law.indiana.edu/fclj/pubs/v49/no1/cannon.html#N_5

⁶³ <http://www.fcc.gov/Reports/tcom1996.txt>

⁶⁴ <http://www.washingtonpost.com/wp-srv/tech/analysis/decency/background.htm>

<http://www.washingtonpost.com/wp-srv/tech/analysis/decency/decency.htm>

<http://www.journalism.wisc.edu/~drechsel/j559/readings/IndecencySlides.pdf>

しかしながら、この CDA の制定に対し、米国自由人権協会（American Civil Liberties Union）、電子プライバシー情報センター（Electronic Privacy Information Center）とそのほか 18 の団体・組織は同日、司法省に対し、同法が規定する「下品な（indecent）」、または「明らかに不快な（patently offensive）」という表現は広域で非常にあいまいであり、憲法修正第 1 条（言論・表現や宗教の自由）に反しているとする裁判を起こした⁶⁵。同裁判は最高裁判所まで持ち越され、最高裁判所は 1997 年 6 月 26 日、表現の自由に係る規制を行うときには、規制すべき内容を明確に規定しなければならないが、CDA 内の「下品な」コンテンツに係る条項（indecency provision）における「下品な」や「明らかに不快な」との表現は非常にあいまいであるため、CDA の indecency provision は修正第 1 条と反しており、違憲であるとの判決を下した⁶⁶⁶⁷。

この CDA を違憲とするとの判決により、CDA が実質的に効力を発揮しない状況になったことを受け⁶⁸、米国議会では、インターネット上の不適切な内容の情報から 17 歳未満の青少年を保護する目的で、1998 年、青少年オンライン保護法（Child Online Protection Act of 1998 : COPA⁶⁹）を制定した。

この COPA では、上記判決の趣旨を踏まえ、「不適切な内容（同法では有害情報と規定）」の対象範囲を、CDA と比較して狭く定義付けた。具体的には、未成年に対する有害情報を、①猥褻な情報、②現代の一般的な社会水準（contemporary community standards）に照らし合わせた場合、性的な関心をそそると考えられる情報、③性行為や、思春期以降の女性の性器や胸部を描写したもの、④全体的に見て、文学的、芸術的、政治的、科学的な価値に欠けていると考えられる情報、と定義し、このような情報を営利目的でウェブ上で配信するウェブサイトオーナーに対し、未成年のアクセスを制限する対策を講じるよう求め、その方法として以下の 3 点を挙げている。

⁶⁵ これは、CDA 下では、indecent や patently offensive という言葉の定義の仕方によって、その規制対象範囲はいくらでも広くなりえるため、同法はインターネットやその他のネットワーク上における言論の自由を大幅に侵害しているとする解釈によるものである。

<http://www.washingtonpost.com/wp-srv/tech/analysis/decency/background.htm>

<http://www.netlitigation.com/netlitigation/cases/reno.htm>

⁶⁶ http://epic.org/free_speech/cda/

http://www.csulb.edu/~crsmith/whitepapers/Ch4Internet_EB.pdf

⁶⁷ なお、当時のクリントン政権は、同年 7 月 16 日、インターネット上に流れる、子供にとって不適切なコンテンツに関しては、法規制を制定するのではなく、コンピューター業界との協力によって、保護者が子供による不適切なコンテンツへのアクセスを防ぐ事が出来るような取り組みを支援していくとし、法律に基づく強制的な規制を今後は支援しない意向を示している。

Facts on File World News Digest, “Clinton Backs Few On-line Trade Rules,” July 24, 1997. Obtained via Nexis.

<http://www.washingtonpost.com/wp-srv/tech/analysis/decency/background.htm>

⁶⁸ http://www.csulb.edu/~crsmith/whitepapers/Ch4Internet_EB.pdf

⁶⁹ <http://www.copacommission.org/commission/original.shtml>

- クレジットカード、デビットカード、アダルトアクセスコード、もしくはアダルト個人識別番号 (adult personal identification number) の使用
- 年齢を認証する電子証明書の受理
- その他現在利用可能な技術の利用

しかし、COPA の場合も、現代の一般的な社会水準 (contemporary community standards) との記述があいまいであるとする声が上がリ、同法の反対派は同法施行の数週間前に、施行を中止するよう求める裁判を起こした⁷⁰。10年に渡る裁判の末、控訴裁は2008年7月22日、「COPAの定める方法は、子供たちを有害情報から保護するのに最も適した方法とは言えず、修正第一条に違反している」とする下級裁判所の決定を支持する判決を下しており、同法に基づく罰則は現在までのところ施行されていない⁷¹。

<ネットワークに対する法的規制の動向>

なお、最近の動きとしては、FCCが、電波(ネットワーク)の競売に際し、不適切なコンテンツの流通を規制することを条件付けようとする動きがあった。

具体的には、FCCは、従来より、AWS-3帯域(2155MHz~2180Mhz)について、フリー無線ブロードバンドインターネットサービスとして、その25%を無料とするという条件で競売をかけるべく検討していたが、2008年11月、FCCのKevin Martin委員長は、同条件に加えて、そのサービス上でアダルトコンテンツを送信しないようフィルターをかけることを条件として追加することを検討していると報じられた⁷²。

しかしながら、これについても、消費者団体からも大きな反発を受けた。本件については、国会議員やホワイトハウスなどから、そもそも「FCCが現在取り組むべきことは、翌年2月に予定デジタル放送への移行を成功に終わらせるための対策だ」等の声が挙がり、結局、当初予定していた12月18日の投票をキャンセルすることとなったが、その後、本件に係るフィルターの義務付けについては、Kevin Martin委員長は断念した旨が報道されている⁷³。

⁷⁰ http://www.csulb.edu/~crsmith/whitepapers/Ch4Internet_EB.pdf

⁷¹ <http://blog.wired.com/27bstroke6/2008/07/net-censorship.html>

また、2000年には児童インターネット保護法(Children's Internet Protection Act of 2000:CIPA)が成立している。CIPAは、学校や図書館など、児童によるオンラインアクセスが想定される公共のコンピューターに対し、不適切な情報を遮断するフィルタリングソフトを導入することを義務付けている。

⁷² http://online.wsj.com/article/SB122809560499668087.html?mod=rss_whats_news_technology
<http://jp.techcrunch.com/archives/20081201outgoing-fcc-chairman-wants-to-rid-the-wireless-web-of-porn-good-luck-with-that/>

⁷³ <http://arstechnica.com/news.ars/post/20081229-no-more-porn-filtering-on-fcc-free-wireless-broadband-plan.html>

②サイトやネットワーク事業者による自主的対応

＜サイト事業者に対する自主的な対応＞

このように法律に基づく配信者に対する規制については、憲法上の疑義が生じている中、主要なサイト事業者の多くにおいては、消費者の信頼を得てビジネスを進め、利用者の拡大を図るためにも、自主的に対応を図っている。

具体的には、不適切な情報の掲載を自主的に回避するため、アップロードするのにふさわしくない動画の内容をホームページ上で規定し、該当する動画が掲載された際には、削除するなどの措置を講じている。

たとえば、YouTube の場合は、①性的行為やヌード画像、及びそのような行為を連想させるコンテンツ、②ヘイトスピーチを含むコンテンツ、③衝撃的・不快なコンテンツ、④負傷や死に至るような危険行為や不法行為、を不適切な動画と定義し、削除の対象と定めている⁷⁴。また、同サイトの場合は、更に、18歳以下の子供が登場するビデオ内では、いかなる場合も性的・暴力的な内容を含むべきではないとしている⁷⁵。その他、YouTube をはじめとする各動画サイトが取っている共通の取り組みとしては、18歳以下の子供が閲覧すべきではないと判断された画像に関し、アクセスの際にユーザーの年齢確認を行うなどしている。

ただし、もちろん、全てのサイト事業者がそれらの取り組みを行っている訳ではなく、特に、年齢確認の真正性には大きな問題が生じているのが実態である。

＜ネットワーク事業者（ISP）の対応＞

また、サイト事業者だけでなく、CATV 企業、通信企業などのネットワーク事業者（ISP）側においても、自主的に、利用者（保護者）の判断によって、対応できるようなサービスを提供する動きが出てきている。たとえば、以下の通り。

- ・ Comcast は、2005年8月、McAfee をパートナーとし、ペアレンタル・コントロール機能も含む、“McAfee Privacy service”の無料提供を開始⁷⁶。
- ・ Cox Communication は、2006年、子供がアクセスしたウェブページの履歴を毎日レポートするサービスを開始⁷⁷
- ・ Verizon は、2008年9月4日、子供を有害情報から保護するための Parental Control Center⁷⁸の無料提供開始を発表。同サービスを利用することで、各保

⁷⁴ http://www.youtube.com/t/community_guidelines

⁷⁵ また、子供が登場するビデオ（ホームビデオなど）に関しては、「プライベートビデオ」としてアップロードし、家族や友人のみがアクセスできるよう設定することを薦めている。

⁷⁶ The Patriot Ledger, “Quincy firm to buy wireless processor,” Nexis.

⁷⁷ http://www.cox.com/ocpv/community/2006_News/06-21-2006%20Cox%20Helps%20Parents%20Keep%20Track%20of%20Their%20Children%E2%80%99s%20Online%20Activities%20With%20Web%20History%20Reports.pdf

Ledger, “Quincy firm to buy wireless processor,” Nexis

⁷⁸ www.verizon.net/parentalcontrol

護者は、選択したウェブサイトをブロックしたり、子供にアクセスさせたくないアプリケーションへのアクセス制限を行ったりする事が可能となる⁷⁹。

③児童ポルノに関する規制と各ネットワーク事業者（ISP）の取り組み

なお、その中でも、児童ポルノに関しては、その対象範囲の拡大については憲法上の疑義が生じているものの、児童の保護という法益も明確であることから、規制として確立してきており、かつ、それに加えて、ネットワーク事業者による自主的な取り組みも進んでいる。

<配信者に対する規制を巡る動き>

児童ポルノを取り締まる法律は、1978年に成立しており、同法に基づき、児童を対象にしたポルノに係る画像・動画等の作成、配布、保持等が規制されている。

そのような中、1996年に制定された児童ポルノ防止法（Child Pornography Prevention Act of 1996 : CPPA）⁸⁰において、明らかに性的なコンテンツの中に未成年が登場する「ような」動画や画像（Visual description）の作成、配布、保持なども新たに規制対象として追加された⁸¹。具体的には、児童に見えるような人物による性的な画像・動画、あるいは、コラージュされた（児童の）写真やコンピューターグラフィックなどバーチャルなものを含み、違反者には、15年以下の懲役又は罰金等が課されることになった⁸²。

しかしながら、このCPPAについても、憲法修正第一条との関係で、一部、疑義が生じた。具体的には、CPPAの制定に対し、アダルト産業の業界団体である言論の自由連合（Free Speech Coalition）が、同法の規定はあいまいであり、修正第一条に反するとの訴えを起こした。結局、最高裁は、2002年の判決で同連合の訴えを支持し、CPPA内の「（未成年）のように見える（appears to be [a minor]）」 「（未成年を描いているかのような）印象を与える（conveys the impression [it depicts a minor]）」との表現は広範であいまいであり、修正第一条に反するとの判決を下した⁸³。このため、CPPAの拡充部分はほぼ無効化された。

なお、これを受け、2003年には、新たな法律⁸⁴が成立している。同法では、性犯罪の加害者への刑罰や監視の強化と共に、バーチャルな児童ポルノについて、

⁷⁹ <http://newscenter.verizon.com/press-releases/verizon/2008/parents-get-free-online.html>

⁸⁰ <http://faculty-web.at.northwestern.edu/commstud/freespeech/cont/cases/morphed.html>

⁸¹ Washington Post, "New Law Expanding Legal Definition of Child Pornography Draws Fire," October 4, 1996. Obtained via Nexis

⁸² <http://www.politechbot.com/docs/cppa.text.html>

なお、販売目的以外の理由で保持している者に対しては、5年以下の懲役、もしくは罰金。ただし、いずれの場合も、前科がある場合には懲役の期間が通常よりも長くなる。

⁸³ <http://www.law.indiana.edu/fclj/pubs/v55/no1/mota.pdf>

⁸⁴「今日をもって児童の搾取を終焉させる為の検察的解決策とその他法(Prosecutorial Remedies and Other Tools to end the Exploitation of Children Today Act of 2003:PROTECT Act of 2003)」

CPPA の定義よりも明確に、『実写の未成年ポルノ画像と区別が出来ない (indistinguishable) 』と定義づけており⁸⁵、また、罰則についても、20 年以上 40 年以下の懲役及び罰金とするなど、強化を図っている⁸⁶。

<ネットワーク事業者 (ISP 事業者) の取組み>

このような法規定の存在にも関わらず、オンライン上にはまだ数多くの児童ポルノが掲載されていることを踏まえ、2008 年においては、それに加えて、州政府の検事との連携等による、ISP 事業者における取組みが開始されている。

2008 年 6 月、Verizon、Time Warner Cable、Sprint の大手 ISP 事業者 3 社は、児童ポルノの撲滅に向け、①非合法的な画像を多く提供している Usenet⁸⁷ 上の児童ポルノに係るニュースグループへのアクセスを遮断するとともに、②全米行方不明・被搾取児童センター (National Center for Missing and Exploited Children : NCMEC)⁸⁸ からの情報を受けて、自社内のサーバーから、児童ポルノ提供ウェブサイト削除、一掃する、といった 2 種類の対策を講じることでニューヨーク州の検事総長と合意した⁸⁹。この取組みはニューヨーク州内だけでなく、全米規模の取組みになる。なお、同合意の 10 日後には、カリフォルニア州知事と検事総長が同州内の ISP 事業者に対し、Verizon 社らの取組みに続くよう呼びかけている⁹⁰。このような流れの中、Comcast や AOL などのその他 ISP 事業者も、Verizon などと同様の取組みを行うことで NY 州と合意を結ぶなど、大手 ISP 事業者のほとんどが同合意に追随している⁹¹。

また、同年 7 月には、ケーブル TV の業界団体である NCTA と、NCMEC、米国法務長官協会 (National Association of Attorneys General : NAAG) の 3 機関は、児童ポルノの削減に向け、①ケーブル企業は、NCMEC からの情報提供を受け、自社内サーバーから、特定されたウェブサイトを削除すること、②また、自社内サーバーに児童ポルノを含むサイトを見つけた場合、NCMEC に報告することに

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=108_cong_public_laws&docid=f:publ021.108.pdf

⁸⁵ <http://www.amberillinois.org/PDF/protectact2003.pdf>

⁸⁶ http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=108_cong_public_laws&docid=f:publ021.108.pdf

http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode18/usc_sec_18_00002252----000-.html

なお、販売目的以外の理由で保持している者に対しては、罰金 10 年以上 20 年以下の懲役。

⁸⁷ Usenet とは、掲示板のようなオンラインサービスであるが、ウェブのように中心的なサーバでの管理が行われないもの。<http://www.faqs.org/faqs/usenet/what-is/part1/>

⁸⁸ NCMEC とは、児童に対する犯罪、搾取等を撲滅することを目指した団体であり、その一環として、司法当局と連携して、インターネット上の児童ポルノの撲滅を目指している団体である。

⁸⁹ http://www.oag.state.ny.us/media_center/2008/jun/june10a_08.html

http://news.cnet.com/8301-13578_3-9964895-38.html

⁹⁰ http://news.cnet.com/8301-10784_3-9973966-7.html

⁹¹ <http://www.nytimes.com/2008/06/10/nyregion/10internet.html>

つき覚書に調印している。同覚書に関しては、NCTA 理事会への参加全企業が調印に合意したため、これまでに結ばれた同様の合意の中で、最も多くの参加者を含むものとなった⁹²。

ISP と州政府による児童ポルノ撲滅に向けた合意拡大の流れ⁹³

日付	内容
6月10日 ⁹⁴	Verizon、Time Warner、Sprint が、児童ポルノ撲滅に向けた取り組みに関し、ニューヨーク州検事総長と合意を締結。
6月20日 ⁹⁵	カリフォルニア州知事と検事総長は州内の ISP に対し、Verizon らの取り組みに続くよう要請。
7月10日 ⁹⁶	AT&T、AOL が NY 州との合意に参加。
7月29日 ⁹⁷	Comcast、NetZero が NY 州との合意に参加。
8月9日 ⁹⁸	Cablevision が、NY 州との合意に参加。

4. 放送とインターネットを巡る著作権管理を巡る動向

(1) 放送のデジタル化と著作権を巡る動向

デジタル化の流れにおいて、放送されたコンテンツがコピーされ、再配布あるいはインターネットを通じてアップロードされるようになる中、TV 放送局や番組制作会社は、ネットワークを通じた技術規制を通じてコピーを管理するように求めている。

しかしながら、著作権の私的利用等 (Fair Use) との関係や、TV 放送局とケーブル企業の立場の違い等を背景に、現時点では、必ずしも管理強化がなされる方向にはないのが現状である。

①放送に係るコピー防止技術導入義務付けを巡る動向

米国では、ケーブル放送サービスでは以前からデジタルケーブルが提供されているほか、地上波放送も、2005年に成立した法律に基づき、2009年2月17日以降は、従来のアナログ放送からデジタル放送に一斉に切り替えられる予定であるなど⁹⁹、放送のデジタル化が進んでいる。ただ、デジタルの世界では、録画した放

⁹² <http://www.ncta.com/ReleaseType/MediaRelease/Historic-Agreement-Will-Strengthen-the-Fight-Against-Child-Pornography.aspx>

⁹³ 出典: 各種情報を元に作成。

⁹⁴ <http://www.computerworld.com/action/article.do?command=viewArticleBasic&articleId=9095778>

⁹⁵ http://news.cnet.com/8301-10784_3-9973966-7.html

⁹⁶ <http://cityroom.blogs.nytimes.com/2008/07/10/att-and-aol-will-sign-child-porn-agreements/>

⁹⁷ <http://www.reuters.com/article/technologyNews/idUSN2935028520080729>

⁹⁸ <http://www.multichannel.com/article/CA6586003.html?industryid=47199>

⁹⁹ <http://www.fcc.gov/cgb/consumerfacts/digitaltv.html>

送コンテンツのコピーが容易になる。このため、デジタル化が進行すると共に、著作権を切り口とした様々な問題が持ち上がっている。

放送のコンテンツに係る著作権違反などの問題に対しては、米国著作権法が適用されるものであり、FCCは放送番組の著作権に関する直接の監督は行っていない。しかしながら、FCCは法律に基づいて、放送に係る技術基準を作成する権限を有しており、以下においては、これらの動きについて紹介する。

- ・地上波デジタル放送に係るブロードキャストフラグ技術を巡る論争
- ・ケーブル放送等に係るSOC (Selectable Output Control) 技術を巡る動向

<ブロードキャストフラグを巡る動向>

放送局およびコンテンツ制作業者らによる、コピー防止に向けた取り組みの1つに、ブロードキャストフラグ導入に向けた動きが挙げられる。ブロードキャストフラグとは、地上波デジタル放送で放送される番組に対し、コピー制御を必要とするかどうかなどの情報を、データストリームの中に一連のステータスビット (=フラグ) として含むという技術である¹⁰⁰。このため、このフラグが含まれた番組に関しては、ブロードキャストフラグに対応している受信機器や録画器などでの録画が不可能となる¹⁰¹ため、デジタル放送を受信するTVなどの家電をブロードキャストフラグ対応にすることで、デジタルコンテンツを許可なく複製したり、再配布したりすることを防止できるとされている。

FCCは、TVのデジタル化への移行を今後スムーズに行うにあたって、放送局の協力が不可欠となっている時期であった2003年、放送局やコンテンツ制作事業者側からの強い要望を受け、同年11月4日に発表した”Report and Order and Further Notice of Proposed Rulemaking”の中で、2005年7月以降に生産されるデジタル放送を受信するTVなどの家電に対し、ブロードバンドフラグ対応の技術の導入を義務付けることを決定した¹⁰²。

しかしながら、この決定に対し、米国図書館協会 (American Library Association : ALA) や研究図書館協会 (Association of Research Libraries : ARL) は2004年10月、ワシントンDCの連邦控訴裁判所に対し、FCCにブロードキャストフラグを義務付ける権威があるかを再評価するよう要求する嘆願書を提出した。控訴裁判所は、導入開始直前の2005年5月、「FCCは電波放送に対する規制権限のみを有しており、電波受信機に対する規制権限は有していない。このため、FCCにはコンピューターやビデオ機器の生産者に対し、コピープロテクション機能なしで製品を販売することを禁止するなどの措置を取る権限はな

¹⁰⁰ http://www.absoluteastronomy.com/topics/Broadcast_flag

¹⁰¹ http://w2.eff.org/IP/broadcastflag/three_minute_guide.php

<http://www.usembassy.it/pdf/other/RS22106.pdf>

¹⁰² http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-03-273A1.pdf

い」との見解を示した¹⁰³。このため、現在のところ、デジタルTV対応家電に対してブロードキャストフラグ対応技術の導入を義務付けるというFCCの規定は無効化されている。

その後TV業界、コンテンツ業界等は、デジタル放送を受信できる受信機に対し、ブロードキャストフラグ対応技術の導入を義務付ける法律を制定するよう働きかけている。例えば、2006年には、Ted Stevens上院議員（共和党・アラスカ州選出）が「Communications, Consumer's Choice, and Broadband Deployment Act of 2006 (CCCBD)」法案を提出、この中で、ブロードキャストフラグの導入を義務付けるように提案している。

しかしながら、同法案については、家電業界だけではなく、全米消費者連合（Consumer Federation of America : CFA）や消費者同盟（Consumers Union）などの消費者団体からも、私的利用に係るコピーも制限するものとして批判も強く、同法は委員会に紹介されたのみで廃案となっており¹⁰⁴、デジタル放送対応家電に対してブロードキャストフラグ対応技術の導入を義務付けるような法律や規制は成立してない。このため、現在は、販売機器をブロードキャストフラグ対応にするかどうかに関する判断は各家電メーカー等の判断に任せられている状況であり、従って、地上波デジタル放送に関しては、その目的が何であれ（個人利用を目的とした場合以外でも）、視聴者は作品を録画することができる状態にある。

なお、2008年5月18日には、MicrosoftのWindows Vistaユーザーの一部がNBCのTV番組を録画できなかった問題を受け、同製品がブロードキャストフラグ対応になっていることを明らかになっている¹⁰⁵。本件に関しては、NBCの番組の録画を行えないユーザーも出ていることから、Electronic Frontier Foundationは同件について、「消費者が購入した録画機能がいつ突然使えなくなるかわからない状態であるため、マイクロソフトは、ユーザーに対し、法律で求められている以上の制限をかけている」との批判を行っている¹⁰⁶。

¹⁰³ http://www.absoluteastronomy.com/topics/Broadcast_flag

<http://www.usembassy.it/pdf/other/RS22106.pdf>

¹⁰⁴ <http://www.govtrack.us/congress/bill.xpd?bill=s109-2686>

¹⁰⁵ http://news.cnet.com/8301-10784_3-9946780-7.html?tag=nefd.riv

¹⁰⁶ http://news.cnet.com/8301-10784_3-9946780-7.html

なお、その後マイクロソフト社は同件に関し、実際に製品に含まれているのは地上波デジタル放送番組に係るブロードバンドフラグ対応技術ではなく、従来のアナログ放送のコピーライトを守るために使われるフラグであるCGMS-A(Copy Generation Management System - Analog)に対応した技術であったことを明らかにした。また、NBC側も、番組にフラグが付帯されていたことは認めたものの、これはデジタルTV用のフラグではなく、アナログ用のCGMS-Aであり、また、フラグを有効化させてしまったのはミスであったとしている。

<http://msmvps.com/blogs/chrisl/archive/2008/06/10/1633445.aspx>

http://news.cnet.com/8301-10784_3-9954223-7.html

<ケーブルTVに係る録画防止機能（SOC）を巡る議論>

上述のブロードキャストフラグは、地上波放送において、放送コンテンツそのものにコピー防止機能を含むというものであったが、一方で、ケーブル放送などの多チャンネル放送事業において、ユーザー側のハードウェアにコピー防止機能を搭載しようという動きもある。

この機能は Selectable Output Control（SOC）と呼ばれ、ケーブル事業者や衛星放送事業者といった多チャンネル放送事業者が、ソフトウェアベースで家庭用放送関連機器（ケーブルボックスや録画機能付きの家庭用機器など）の外部アウトプットインターフェースを制御し、ユーザー側の番組の書き出し（録画）機能を無効化させる機能である¹⁰⁷。このため、多チャンネル放送事業者により SOC が家庭用放送関連機器に適用されれば、デジタルにて配信された番組や映画の違法コピーを防ぐことが出来るとされている。

しかし、FCC は 2003 年 9 月に発行した「Second Report and Order and Second Further Notice of Proposed Rulemaking¹⁰⁸」の中で、多チャンネル放送事業者による SOC の使用禁止を決定付けた¹⁰⁹。FCC はその理由として、コンテンツ制作者の著作権保護の重要性は認めつつも、消費者はデジタル TV やその周辺機器の機能を、（私的利用のための録画も含めて）最大限に活用できることを期待しているとの認識のもと、SOC を導入することにより一方的にコピーを禁止することは、このような消費者の期待を妨げることになるためとしている。また、特に、消費者のデジタル TV への期待を低下させ、購入を控えさせるようなことになる SOC の導入をデジタル TV への完全移行を前に行うことは、デジタル TV へのスムーズな移行にとっても望ましくないともしている¹¹⁰。なお、本機能については、家電業界に加え、ケーブル TV 業界も反対している¹¹¹。

このような中、2008 年 5 月、米国映画協会（Motion Picture Association of America : MPAA）は FCC に対し、SOC の使用禁止について、DVD として発売される前の映画に関しては例外を設けるよう求める嘆願書を提出した¹¹²。現在、新作映画が DVD 化されるのは、映画館での上映開始の 4 ヶ月後で、ケーブル TV の Pay-per-view で見られるようになるのは、その更に 1~2 ヶ月後となっている¹¹³が、

¹⁰⁷ <http://www.ceretailers.org/cerc/ceacerc3-28-03.pdf>、

<http://www.hrrc.org/index.php?id=10&subid=1>

¹⁰⁸ <http://www.hrrc.org/File/FCC-03-225A1.pdf>

¹⁰⁹ <http://arstechnica.com/news.ars/post/20080608-mpaa-wants-to-stop-dvrs-from-recording-some-movies.html>

¹¹⁰ <http://www.hrrc.org/File/FCC-03-225A1.pdf>

¹¹¹ <http://www.ceretailers.org/cerc/ceacerc3-28-03.pdf>

¹¹² http://gullfoss2.fcc.gov/prod/ecfs/retrieve.cgi?native_or_pdf=pdf&id_document=6520012832

¹¹³ <http://techliberation.com/2008/08/05/fccs-drm-ban-may-derail-distribution-of-new-release-films-on-cable-tv/>

MPAA は今後、新作映画のケーブル配信を DVD 発売に先行させたい意向を示している。MPAA としては、DVD が流通する前にケーブル配信を行うにあたっては、コピー防止技術の導入が不可欠であり、したがって、現在の SOC の使用禁止に係る規則に例外を設ける必要があると主張している。MPAA は同件に関し、「保護されていない動画を配信することは、高い価値を保有するコンテンツの違法コピーを促進するばかりでなく、これらのコンテンツにかかる DVD 市場などの関連市場に損害を与える」と述べている¹¹⁴。なお、同件を巡っては、EFF や米国消費者連合（Consumer Federation of America）などが同年 7 月、同嘆願に対する異議申し立てを申請しているが¹¹⁵、それ以外に具体的な進展は今のところ特段見受けられない。

②ネットワーク DVR を巡る議論

従来の放送において、TV 番組のビデオへのダビングに関しては、いわゆるベータマックス判決に基づき、録画されたコンテンツが個人的利用（家庭での利用など）に相当する場合には、Fair Use として原則認められており、著作権違反にはならない。

一方、近年、デジタル化、ネットワーク化が進む中で、ネットワーク DVR の取り扱いについて、TV 放送局・コンテンツ事業者とケーブル TV 事業者で論争が繰り広げられている。ネットワーク DVR とは、CATV 事業者がデジタルケーブルサービスで展開する IT ベースの付加価値機能であり、これまでのように各視聴者が自身の機器（DVR 機器や DVR 機能付のケーブルセットトップボックス機器など）に番組を録画するのではなく、CATV 事業者のインフラ上に録画番組をデジタル保存できるサービスのことを指す。

本件に係る有名な例としては、大手 CATV 事業者の Cablevision Systems による取り組みに、放送局等のコンテンツ・プロバイダーが大きく反対したというものが挙げられる。同社は 2006 年 3 月にネットワーク DVR の試験導入を発表した¹¹⁶。しかしながら、その直後の同年 5 月、Paramount Pictures や ABC などの映画・TV 番組などの制作会社 7 社¹¹⁷は、ネットワーク DVR サービスは著作権者に無許可の Video-on-Demand サービスであるため著作権侵害に当たり、その結果、原告らや他の著作権保有者がそれまでに開発し、ライセンス契約に向けて準備を

¹¹⁴ <http://arstechnica.com/news.ars/post/20080608-mpaa-wants-to-stop-dvrs-from-recording-some-movies.html>

¹¹⁵ <http://techliberation.com/2008/08/05/fccs-drm-ban-may-derail-distribution-of-new-release-films-on-cable-tv/>

¹¹⁶ <http://www.multichannel.com/article/CA6318884.html>

¹¹⁷ Century Fox Film、Universal City Studios、Paramount Pictures、Disney Enterprises、CBS、ABC、NBC Studios の 7 社

すすめてきた Video-on-Demand、ダウンロード等の各種サービスを侵害するものとして、Cablevision Systems の決定の差し止めを求める訴えを起こした¹¹⁸。

同裁判については、第一審（2007年3月22日¹¹⁹）は番組制作者側の訴えを支持したものの、これを不服とした Cablevision Systems が起こした控訴裁判では、連邦控訴裁判所は2008年8月、個人的利用を目的とした録画を可能にするネットワーク DVR は既存のビデオレコーダーと同様の機能を果たすため、制作者側の直接的な著作権侵害には該当しないとし、同社によるネットワーク DVR 導入を許可する判決を下した¹²⁰。

一方、原告側は同年10月に再審を求める訴えを最高裁に提出¹²¹、翌11月には、音楽製作者、映画製作者やコンピューター・ソフトウェア制作者など、著作権保有者となる46の大手企業や団体などで形成される NGO の Copyright Alliance¹²²が、原告を支持する法廷助言書（amicus curiae brief）を最高裁に提出しており¹²³、同伴が最高裁で審議されるかどうかは、2009年1月初旬～半ばに決定される見通しとなっている¹²⁴。

上述の通り、本ネットワーク DVR にかかる法廷上の論争は決着していないものの、控訴裁判での判決結果を受け、Cablevision Systems は現在、ネットワーク DVR の2009年の導入を目指して準備中であり、また、Comcast、Time Warner Cable、Charter Communications など大手ケーブル会社もネットワーク DVR の導入に興味を示しているとの報道がなされている¹²⁵。

なお、Cablevision 社以外では Time Warner Cable にも過去に、ネットワーク DVR システムである Mystro を開発、2003年に導入を試みた経緯があるが¹²⁶、コンテンツ制作者らが Time Warner Cable によるコンテンツの録画と、録画コンテンツの同社サーバーへの保存を許可しなかったため、同システムは導入には至ら

¹¹⁸ <http://www.multichannel.com/article/CA6337885.html>

なお、Cablevision 側は、家庭にあるビデオで録画するのとほとんど機能は変わらないと反論。

¹¹⁹ Multichannel News, "Court Nixes Network DVR; U.S. Judge: Cablevision Plan Violates Programmer Copyrights," March 26, 2007, Obtained via Nexis.

¹²⁰ <http://www.multichannel.com/article/CA6584113.html?desc=topstory>
<http://www.reuters.com/article/marketsNews/idINN0448712120080804>

Newsday, "Cablevision wins DVR service ruling," August 5, 2008. Obtained via Nexis.

http://en.wikisource.org/wiki/20th_Century_Fox_Film_Corp._v._Cablevision_Systems_Corp.

¹²¹ CableFax Daily, "In the Courts," November 7, 2008. Obtained via Nexis.

¹²² <http://www.copyrightalliance.org/index.php>

同団体は著作権法の遵守促進を目的としており、その参加メンバーは MPAA、Time Warner、Viacom、Microsoft、NFL など。なお、今回の Alliance の行動に、AT&T と NAB は参加していない。

¹²³ <http://seekingalpha.com/article/106283-network-dvr-first-challenge-of-a-connected-future>
<http://www.copyrightalliance.org/content.php?id=44>、

¹²⁴ <http://www.multichannel.com/article/CA6612870.html>

¹²⁵ Richmond Times Dispatch, "Cable ponders DVR shift," September 22, 2008. Obtained via Nexis.

¹²⁶ Mediaweek, "Next Wave: Network DVRs," March 28, 2005. Obtained via Nexis.

なかった¹²⁷。その後、Time Warner Cableは2005年、特定の番組に特化して、番組を途中から見始めた場合、その時放映中の番組に限り、見逃した開始部分から見直すことが出来る擬似ネットワーク DVR サービス¹²⁸「Start Over」を一部で導入開始¹²⁹、提供地域を順次拡大している¹³⁰。同サービスは、ビデオ・オン・デマンド（VOD）コンテンツ同様、Time Warner Cable社が「Start Over」対象番組のコンテンツ配信権を入手した上で展開している¹³¹ため、コンテンツ・プロバイダーからの反対は起こっていない。

（２）インターネットに係るコンテンツの著作権管理を巡る動向

コンテンツの配信に関しては、インターネットの進展に伴い、放送事業者も自らのインターネットを通じて配信を推進しつつあるものの、著作権者の許可を得ないコンテンツが、多数の人によって配信されることが問題となっている。

これらに関しては、サイト側での著作権侵害に係るコンテンツの削除が一つの方法であるが、最近においては、特にP2Pに関し、ユーザー情報に係るプライバシー確保の観点から、ネットワーク側との協力する動きがある。

①放送事業者におけるインターネット放送を巡る動き

インターネットの進展が進む中で、放送事業者・コンテンツ事業者においては、自らの番組を地上波やケーブルを通じて配信するだけでなく、自らインターネットを通じて配信する動きが加速してきている¹³²。

具体的には、CBSは、人気番組の該当シーズンのエピソードを、フルでストリーミング公開しており¹³³、また、NBCでも同様に、人気番組のインターネット配

¹²⁷ <http://www.multichannel.com/article/CA6318884.html>

¹²⁸ ただし、既に放映が終了している番組に関しては同サービスは適用されない。

<http://www.timewarnercable.com/corporate/site.faqs/Cable/StartOver/What-are-the-differences-between>

¹²⁹ <http://www.zatznotfunny.com/2005-10/time-warner-launches-pseudo-dvr-service/>

¹³⁰ http://www.lightreading.com/document.asp?doc_id=115819&site=cdn

¹³¹ <http://www.timewarnercable.com/corporate/site.faqs/Cable/StartOver/Can-Start-Over-be-used-on-any->

¹³² なお、インターネット配信を巡っては、全米脚本家組合（Writers Guild of America:WGA）が2007年11月5日以降、コンテンツが二次利用された場合の報酬の支払いを求め、放送局に対するストを起こしていた。このストは2008年2月に合意に至っているが、スト中に開催される予定であったゴールデン・グローブ賞などの授賞式がストの影響を受けて中止となっている。

<http://www.deadlinehollywooddaily.com/strike-end-game-wga-members-vote/>

<http://www.foxnews.com/politics/2008/06/10/verion-sprint-time-warner-cable-agree-block-internet-child-pornography/>

¹³³ <http://www.cbs.com/>YouTubeなどと異なり、1つの動画が細切れではなく、1回分のエピソードを1本の動画としてみる事ができる。

信を行っている¹³⁴など、各社とも、積極的にインターネット上で配信している。また最近では、2008年3月、News CorpとNBCがHuluと呼ばれる動画サービスを開始している¹³⁵。同社は、その他、Warner Bros.やNBAなど、50社以上のコンテンツ・プロバイダーとも契約を結んでいるため、単局によるインターネット配信と比べ、放送コンテンツの種類が豊富であり、人気を集めている。

いずれの場合も、インターネット上で配信されている番組の視聴は、インターネット配信のスポンサー企業から広告費を取っているため無料であるが、これらは、上記ケーブル会社によるDVRサービスや下記の動画共有サイトと競合するものと考えられる。

②インターネット・サイトにおける著作権管理に向けた取り組み

<インターネット・サイトでの取り組み>

一方、インターネットを通じた配信については、上記放送事業者によるものというよりは、むしろ、個人が録画したものが、YouTubeに代表される動画サイトに投稿されることによって多く配信されている。これら動画共有サイトのそもそもの目的は、ユーザーが自ら作成した動画の、他のユーザーとの共有であったが、一般放送のデジタル化およびコンピューターの普及によって動画の編集やコピーが容易となったため、録画された作品なども、このようなサイトに多くアップロードされるようになってきた。

その結果、これらのサイトは、放送事業者のビジネスと競合するとともに、これらの個々のアップロード行為は、原則として著作権侵害として訴訟対象になる。しかしながら、このように多数に亘るアップロード行為は、コンテンツ事業者における訴訟による対応は困難であるため、これらに対する対応は、各動画共有サイトによる自主的取り組みに委ねられている。

具体的には、YouTubeやVeoh TVなどの動画共有サイトは、ユーザーに対し、①著作権を保有している動画のみをアップロードすること、②著作権違反に当たる動画を見つけた際には、サイトに対して速やかに通報を行うこと、などを求め¹³⁶、著作権違反の通報を受けた際には該当する動画を削除するとともに、投稿者に警告を発し、また、繰り返されるようであれば、当該投稿者のアカウントを削除し、また、アカウントの再発行を認めないとの方針も明確に示している。

このような取り組みを行う背景として、デジタルミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act of 1998 : DMCA¹³⁷）のタイトル2に規定する「safe

¹³⁴ www.nbc.com

¹³⁵ <http://www.hulu.com/>

¹³⁶ 例: YouTube: <http://www.google.com/support/youtube/bin/answer.py?hl=en&answer=55772>

Veoh TV: <http://www.veoh.com/static/faq/> など

¹³⁷ DMCAとは、世界的著作権機関(World Intellectual Property Organization: WIPO)の著作権条約、およびWIPO実演・レコード条約に基づいて策定された法律で、1998年に成立、2000年に施行開始された。<http://www.copyright.gov/legislation/dmca.pdf>

harbor provision」がある。Safe harbor provision とは、著作権違反に当たる作品がオンライン上に掲載された際、該当作品を速やかに消去する措置を行っている場合など¹³⁸には、運営サイトなどのサービスプロバイダー¹³⁹は免責されるとの規定である¹⁴⁰。

このように、各サイトはユーザーや著作権保有者からの通報によって、該当する動画を消去するなど自主規制を行っているが、著作権違反に当たるコピー動画の掲載の例は後を絶たないのが現状である。

<サイトとコンテンツ事業者との紛争>

インターネット上の動画共有サイトにおいて、著作権侵害に該当すると見られる動画の掲載が大きな問題となる中、近年、著作権保有者らが著作権違反を助長しているとして、これらの動画共有サイトを訴える動きが起こっている。

たとえば、YouTube に関しては、2007年3月に大手メディア conglomerate の Viacom も、YouTube と Google に対する訴えを起こしている。同裁判では、Viacom は Google に対し 10 億ドルの損害賠償を求めると共に、Viacom に対して検索ソースコードを提出するよう要求していた。検索ソースコードを巡っては、著作権違反をしているユーザーの追跡のため、この検索ソースコードが必要であると Viacom が主張していた一方、Google 側は、同情報は企業秘密であると反論しており、両者の意見が対立していた。

最終的には 2008 年 7 月、ニューヨーク連邦地方裁判所は Google の言い分を一部認め、検索ソースコードの提出は行わなくて良いとする判決を下したものの¹⁴¹、同判決には、YouTube が著作権侵害の温床となっていることを Viacom が証明するために必要として、Viacom に対して秘匿・利用制限をかけつつもユーザー情報の提出命令が含まれていた。これに対して、EEF をはじめとする多くの消費者団体から、著作権違反者の摘発に利用はされないとしても、プライバシーに対する侵害であるとの批判があがり¹⁴²、その結果、Google が匿名化した上でユーザー情報を Viacom に渡すことで両者は合意した¹⁴³。

¹³⁸ 免責となるケースに関しては以下を参照。

<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/F?c105:1:./temp/~c105NPSIF5:e57590>:

¹³⁹ 同法で規定されているサービスプロバイダーにはこの他、ISP やサーチエンジンなどのオンラインサービスプロバイダーも含まれている。

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=105_cong_bills&docid=f:h2281enr.txt.pdf

¹⁴⁰ <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/F?c105:1:./temp/~c105NPSIF5:e57376>:

<http://www.chillingeffects.org/piracy/notice.cgi?NoticeID=973>

¹⁴¹ <http://www.paidcontent.org/entry/419-viacom-youtube-case-google-doesnt-have-to-reveal-innermost-secrets>

¹⁴² <http://mainichi.jp/life/electronics/cnet/archive/2008/07/04/20376597.html>

¹⁴³ <http://www.techcrunch.com/2008/07/14/googleviacom-agree-to-preserve-user-anonymity-in-data-shakedown/>

なお、YouTube を巡っては、その他にも、英国のフットボール協会プレミアリーグ（Football Association Premier League）と米国の音楽出版会社である Bourne Co.等を始めとする集団訴訟を受けている¹⁴⁴。しかしながら、別の動画共有サイトを巡る訴訟の例では、DMCA の「Safe harbor provision」に基づいた免責に該当するとの判断で、原告の訴えは却下されている¹⁴⁵ことから、YouTube が敗訴することはないだろうとする向きもある¹⁴⁶。

②ネットワーク事業者における取り組み

<ネットワーク事業者との連携>

なお、インターネット上への著作権違反作品の掲載に関しては、最近の動きとして、ISP などのネットワーク事業者に対応を求める動きもある。具体的には、全米レコード協会（Recording Industry Association of America : RIAA）と ISP による、著作権違反作品の取り締まりに関する初期合意の締結が挙げられる。

RIAA は、これまで、無許可でコンテンツをアップロードした場合だけではなく、P2P を通じてダウンロードした場合も著作権違反となるとの認識の下で¹⁴⁷、楽曲の違法ダウンロードを行ったユーザーを多数起訴する¹⁴⁸など、違法行為を行ったユーザーに対し、直接的な対応を行ってきた¹⁴⁹。

<http://jp.techcrunch.com/archives/20080714googleviacom-agree-to-preserve-user-anonymity-in-data-shakedown/>

¹⁴⁴ 同2団体は、「被告 YouTube は、同社のウェブサイト上で行われている大量の著作権違反行為に故意に加担し、それを許可、また促進している」として、2007年5月4日、YouTube とその親会社である Google を相手取った集団訴訟を起している。本件に関しては、2008年11月28日には原告側が2度目の改正集団訴訟訴状（Second Amended Class Action Complaint）を提出したところであり、裁判の決着は着いていない。

<http://www.youtubeaction.com/2007-05-04YTPressRelease.pdf>

その後、同裁判の原告としては、全米音楽出版社協会（National Music Publishers' Association: NMPA）やフィンランドのフットボール・リーグやフランスのテニス協会など、世界各国から計15社・個人が参加している。<http://www.youtubeaction.com/html/parties.html>

¹⁴⁵ 例えば、アダルトビデオ製造会社である lo Group が、インターネット TV サービスである Veoh TV を相手取って2006年に起こした訴訟。同訴訟は、原告側は「自社が著作権を保有するアダルトビデオ10本が Veoh TV 上に無断で掲載された」として Veoh TV に対する損害賠償を求めたものである。しかし、Veoh TV は、著作権侵害に当たるファイルの削除やユーザーへの対処を適切に行っていたため、DMCA の「Safe harbor provision」に基づいた免責に該当すると判断され、lo Group の訴えは却下されている。

[http://www.eff.org/files/lo%20v.%20Veoh%20\(d%20ct\).pdf](http://www.eff.org/files/lo%20v.%20Veoh%20(d%20ct).pdf)

¹⁴⁶ <http://www.paidcontent.org/entry/419-veoh-wins-copyright-infringement-lawsuit-viacom-youtube-next/>

¹⁴⁷ <http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2008/10/02/21030.html>

¹⁴⁸ http://w2.eff.org/IP/P2P/riaa_at_four.pdf

¹⁴⁹ なお、その際、RIAA は違反者特定にあたっては、共有ファイルから楽曲を共有している可能性のあるユーザーの証拠を収集するサービスを提供する企業を使っていた。

[http://www.eff.org/files/lo%20v.%20Veoh%20\(d%20ct\).pdf](http://www.eff.org/files/lo%20v.%20Veoh%20(d%20ct).pdf)

しかし、2008年12月19日付のWSJ.comによると、RIAAは今回、著作権侵害行為への対応に際し、直接ユーザーを起訴するという方法の代わりに、ISPと協力して取締りを行っていくことについてISPと同意したとしている¹⁵⁰。同記事によると、この同意では、

- ・ あるインターネットユーザーが、音楽ファイルを他者がダウンロード可能な状態にしていること（共有フォルダに保存されているなど）をRIAAが発見した場合、RIAAはその事実をISPにメールで通達し、その後、ISPはユーザーに対してRIAAからのメールを転送するか、著作権侵害の疑いがかかっているため、そのような行為をすぐにやめるようにとの警告を行う。
- ・ それでもまだユーザーAがファイルの共有を継続する場合、ISPは、メールを通じての更なる警告、インターネットの回線速度の低下、などの措置を取った後、最終的にはユーザーAに対するインターネット接続サービスを停止させることになる。

この場合において、RIAAは、直接ユーザーに対して身元情報の開示を要求しない点がポイントとなる。

なお、RIAAはニューヨーク州検事総長事務局およびあるISPと共同でこの取り組みに向けて動いているとのことであるが、具体的にどのISPが関与しているのかは、今のところ明らかにされていない¹⁵¹。

このレポートに対するご質問、ご意見、ご要望がありましたら、tagui_ichikawa@jetro.go.jpまでお願いします。

なお、本レポートは、注記した参考資料等を利用して作成しているものであり、本レポートの内容に関しては、その有用性、正確性、知的財産権の不侵害等の一切について、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる保証をするものでもありません。また、本レポートの読者が、本レポート内の情報の利用によって損害を被った場合も、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる責任を負うものでもありません。

¹⁵⁰ <http://online.wsj.com/article/SB122966038836021137.html>
<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0812/22/news064.html>

¹⁵¹ Los Angeles Times, "A new tune; Lawsuits against music pirates too often miss their mark. So the major labels are changing tactics." December 20, 2008. Obtained via Nexis.